

平安京掘立柱建物の特性

～庇付き建物の展開～

南 孝雄

1. はじめに

都城の宅地・建物のあり方については、すでに先学諸氏より、いくつかの研究がなされている。平城京については、黒崎直氏の研究がある。黒崎氏は宅地の建物配置に注目され、それを分類化し並列型・L字型・雁行型・コの字型を設定した。これらを、集落遺跡の資料と対比させながら、各型を採用した宅地の性格を考え、都城の建物配置の特徴を導き出している。⁽¹⁾

山中章氏は、長岡京の建築遺構を分類整理する事を基礎作業とし、分類されたそれぞれの建築遺構の建物の組み合わせや配置から宅地の性格を考え、さらに長岡京の特徴を指摘されている。⁽²⁾

平安京に関しては、平良泰久、堀内明博氏がそれぞれ論考を行っている。平良氏は、平城から平安にいたる大規模宅地の変遷と平城宮の建物構成の関連を追求している。堀内氏は、平安京の宅地の中で特に中小規模の宅地を、宅地割りと建物配置から検討を行い、平安京の並列型・L字型・雁行型のそれぞれの特徴を指摘している。⁽³⁾ 堀内氏は論考の最後に庇付き建物の増大や建物の密集化など、平城京と異なる点をあげ、今後の検討課題としている。⁽⁴⁾ 以上の研究は、宅地の規模と建物配置を分類することにより、それぞれの都城の特徴や住生活を明らかにしようとされたものである。

平安京の住宅については、寝殿造りを中心に建築史学の方面から様々な研究がなされている。⁽⁵⁾しかし、寝殿造りは10世紀以降成立するものと考えられており、資料上の制約からも9世紀代の住宅についてはあまり明らかにはされていない。一方、考古学からも宅地・建物に関しては先の平良、堀内両氏の他には、あまり研究がなされていない。これは、平安京の発掘の面積が限られたものであること、10世紀以降京の中心となる左京が、後世の土地利用などによって実態を明かにし得ないことなどに起因するのであろう。

そこでここでは、平安時代以降増加するといわれている、平安京の庇付き建物に注目しその利用のされ方をみるとことによって、平安京の建物構成の特徴を明らかにしたい。

ここで取り扱う掘立柱建物は、8世紀末～10世紀のものに限る。これは、遺構としてまとまりをもって扱えるものが、この時期のものに限られることもあるが、寝殿造りが成立するとされる、10世紀の前段階の様相を捉える必要があると考えるからである。また、宮内の建物は扱わず京内のものに限った。

なお、ここでいう庇とは建物自体の面積の拡張のために、建物の基本構造である「身舎」の外側に、つなぎ梁などによって設けられる空間のことである。庇の文字には、建物内の小部屋を示す「廂」と軒にはりだした小屋根を表す「庇」がある。本稿で扱う「ひさし」は字義からする

と「廂」を用いるべきだが、小林宣広氏が指摘するように、日本においては古代より厳密な文字の使い分けが行われておらず、ここでも一般的な「庇」の文字をもちいる。

2. 庇付き建物の増加

平安時代の建物の身舎に取り付く庇が増加、発展することは建築史からも指摘されているところである。平安時代以降の史料にみえる建築平面の記法が「間面記法」に変わるのはその端的な例である。⁽⁸⁾ ここでは庇付き建物が、外の都城と較べて平安京においてどれほど増加しているかをみてみたい。

なお、ここで使用する桁行、梁間の規模はすべて身舎の規模であり、庇はのぞいた分である。また、主屋とは宅地内において中心となる建物であり、副屋とはそれに付隨する建物とする。

管見による限り、平安京の9～10世紀前半代の掘立柱建物は132棟が確認されている。このうち、建物の規模がわかるのは69棟である。島田敏男氏が平城京の掘立柱建物の集計を行われており、比較する為これと同様の作業を行う。長岡京では山中章氏

⁽¹⁰⁾ が集成をされている。その集成によって比較を行いたい。

表1は、平城京と平安京の京内の掘立柱建物の規模と梁間・

桁行の柱間の寸法を、桁行の柱間数ごとに表したものであり、それぞれ、庇の付く建物と付かない建物に分けてある。これによつて、島田氏が平城京において指摘したように、平安京でも

桁行5間の建物の柱間が、それ以下の建物の柱間に較べ、格段に大きいことがわかる。また、この表からは平城京に較べて平安京の建物の柱間の寸法が、桁

行3間から7間の建物で大きくなっている様に見える。

また、庇付きの建物の規模と掘立柱建物の中で庇付き建物の占める割合を見てみても、ここ

でも島田氏が指摘したように桁

平城京掘立柱建物柱規模 (数字は小数点3桁以下四捨五入)					
桁行 間数	総棟数	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁間総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)
3	310	19.12	6.37	11.71	5.86
4	79	27.87	6.97	12.61	6.30
5	94	39.17	7.83	15.16	7.78
6	25	47.15	7.86	15.76	7.88
7	19	62.03	8.86	16.82	8.41
8	1	60.00	7.50	15.00	7.50

平城京(庇付)掘立柱建物柱規模 (数字は小数点3桁以下四捨五入)					
桁行 間数	総棟数	庇付棟数	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁間総長平均 (尺)
3	254	24	19.60	6.50	13.00
4	69	16	28.20	7.00	13.80
5	83	34	41.60	8.30	16.90
6	22	7	52.70	8.80	17.00
7	15	6	62.90	8.90	18.00
8	1	1	60.00	7.50	15.00

平安京掘立柱建物柱規模 (数字は小数点3桁以下四捨五入)					
桁行 間数	総棟数	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁間総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)
3	23.50	7.10	15.90	7.90	27
4	28.65	7.65	14.80	7.40	11
5	41.60	8.35	17.45	8.80	45
6	45.80	7.65	16.05	7.05	9
7	62.10	8.85	17.50	8.75	6
8	66.00	8.30	16.20	8.30	2

平安京(庇付)掘立柱建物柱規模 (数字は小数点3桁以下四捨五入)					
桁行 間数	総棟数	庇付棟数	桁行総長平均 (尺)	柱間平均 (尺)	梁間総長平均 (尺)
3	21	6	24.40	8.10	17.20
4	8	3	30.60	7.70	14.30
5	26	19	41.00	8.30	17.70
6	6	3	49.00	8.20	16.10
7	6	6	62.10	8.85	17.50
8	2	2	66.00	8.30	16.20

表1 平城・平安京出土建物の比較表

行5間以上の建物から庇が付く建物が増えることがわかり、桁行5間以上の建物とそれ以下の建物とでは格が異なっていたようだ。(表2)は平城・長岡・平安京のそれぞれの桁行の建物のなかで、庇の付く建物の割合を示したものである。グラフによれば、平城、長岡、平安ともに同様の傾向を示し、都城における建物規模とそのもつ役割、主屋・副屋といった使用のされ方自体は、大きく変わっていないものと思われる。しかし、庇の付く建物の割合は平城、長岡に較べて平安京では格段に多くなっていることがわかる。特に桁行5間の堀立柱建物では、実に70%以上に庇が取りついている。また、桁行

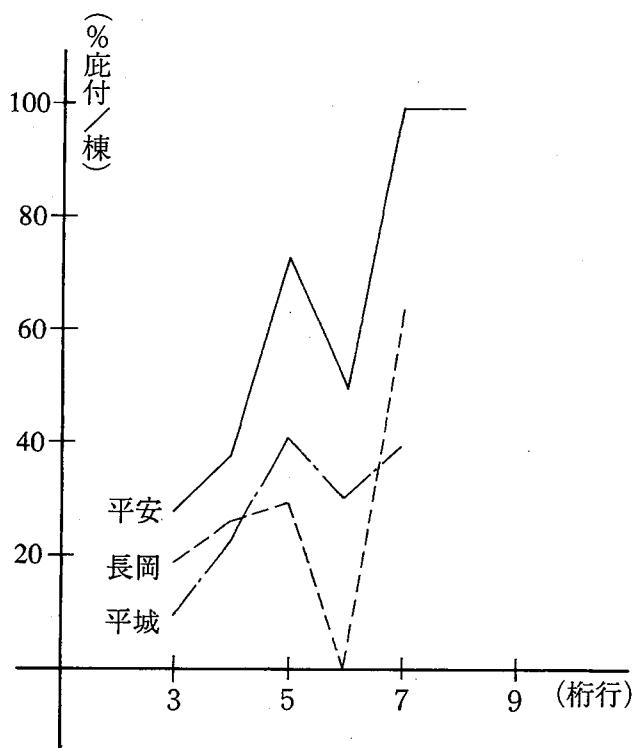


表2 各都城の庇付き堀立柱建物の割合

3間、4間といった平城ではあまり庇の付くことのなかった建物にも庇の付く割合が増えている。

さきに平安京の建物の柱間が、平城・長岡に較べて大きくなっていると述べたが、もう一度(表1)をみてみると、桁行5間の庇の付く建物では桁行、梁間ともに柱間の寸法に差がないことがわかる。一方、桁行3間、4間の建物では柱間寸法が大きくなっている。これは身舎に庇を取り付ける際に、梁間寸法を大きくし屋根勾配を緩くすることによって、庇の軒先が低く下がってしまうのを防いだ結果と考えられる。梁間を大きくした結果、必然的に桁行の柱間寸法も大きくなったものと考えられる。桁行5間の建物は、平城京においても庇の取り付くことが比較的多く、柱間寸法を大きく変更することなく、平安京でも作られたものと思われる。このように考えると、平安京の建物は、桁行3、4間の小さな建物でも身舎に庇をつけて建物の床面積を広げることが普及しており、その結果、建物の寸法や設計も変えてしまったようである。

3. 平安京の庇付き建物

次に平安京の庇付き建物の在り方、すなわち各宅地もしくは各区画のなかでの建物同士の結ばれ方、関係を各調査例によってみてみたい。ここで扱う例の建物配置はコの字型と並列型の建物配置をとる建物群である。これはこの二つの建物配置が都城において特徴的にみられるものであり⁽¹¹⁾、都城である平安京の特徴をより端的に表していると考えられるからである。

平安京の発掘調査は調査の性格上、調査面積が極めて限られたものが多く、調査区において一つの宅地の範囲が判明するものが極めて少ない。また、四行八門に相応する溝、柵等が発見されても、それが宅地同士を区画する施設なのか、一つの宅地内を区画する施設なのか不明な場合が多

い。そこでここでは、まず宅地の規模がほぼ判明している大規模宅地の例を時代をおってみるととし、その後に更にいくつかの小規模宅地例を検討することにする。なお、遺構番号は各報告書に依った。

(1) 右京一条三坊九・十町

平安京遷都後間もなく造営された一町もしくはそれ以上をしめる邸宅である。コの字型の建物配置をとり、寝殿造りの祖型となるものといわれている。邸宅の持ち主には親王、内親王宮が考えられている。邸宅は、造営後間もなく廃絶している。以下報告書に従つてみてみたい。⁽¹²⁾

邸宅に関連する建物は10棟確認されている。主屋と考えられる建物は礎石を持ち、建て替えが行われている。同時並存した9棟の内3棟に庇が付く。東西棟の正殿であるSB9には北と南に庇が付きさらに南庇には孫庇がある。南北棟の西脇殿であるSB7、10には東庇がつき、建物の正面はSB9に面している。コの字型周辺の家政機関と考えられる建物には庇はつかない。主要建物の柱間は東脇殿の2棟をのぞき、10尺等間である。庇の出はSB9の南孫庇が13尺である他

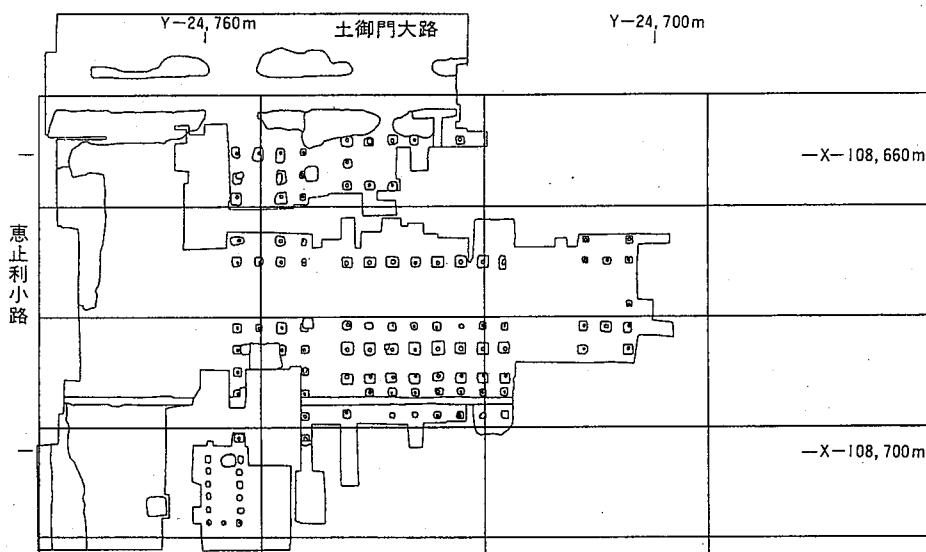
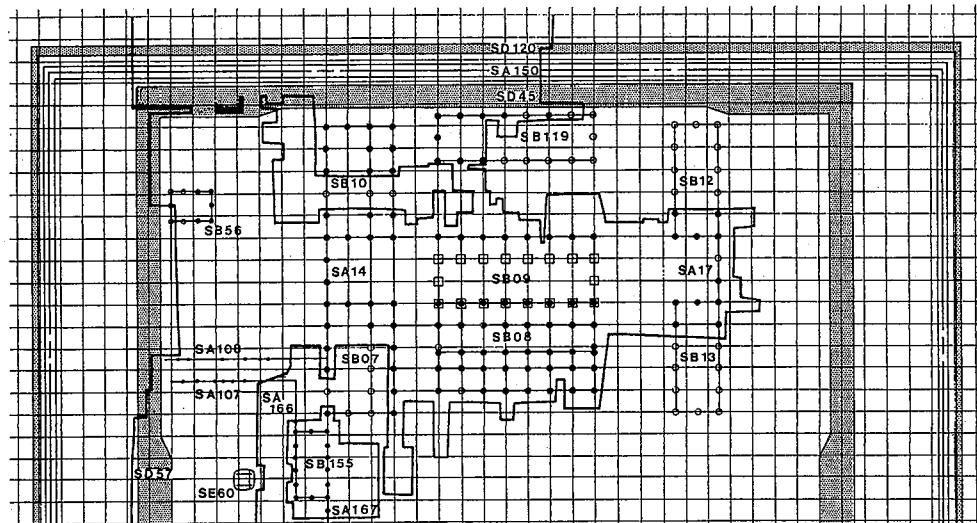


図1 右京一条三坊九・十町（上図は註(12)a、下図は註(13)より転載）

は、梁間とおなじ10尺である。

1町のなかでの建物配置は、報告者が検出された遺構から復原されたものと、京都市埋蔵文化財研究所が用いる条坊復原を用いたものとでは若干の違いがある。京都市埋蔵文化財研究所の平安京の条坊復原では、SB9の東から2本目の柱が1町の東西の中心になる。⁽¹³⁾しかし、いずれにしても報告者が指摘したように、宅地内に10尺方眼の地割りを想定した場合、庇付き建物の柱のすべてがこの方眼にのってくる。これに対し、庇の付かないSB119（後殿）、12・13（東脇殿）の3棟は側柱が10尺方眼から5尺ずれている。これは、平良氏が指摘したように正殿であるSB9とその他の建物との利用形態の差異関係を表しているのであろう。庇の付く西脇殿の2棟は、正殿との結びつきが強く一対のものとして利用されるのに対して、後殿・東脇殿は正殿と一対のものとして利用されることが少なかったのだろう。

さきにコの字型の建物配置と述べたが、黒崎直氏のいうコの字型配置は、主屋とその前面の建物が主屋の中軸線を挟んで左右対称に配置され、かつ前面の建物が相等しい規模を有することを条件としている。本例は、庇の付く西脇殿と庇の付かない東脇殿の存在とその配置に注目すれば、黒崎氏のいうコの字型建物配置とはいえない。奈良時代の厳密な左右対称性が崩れた平安時代のコの字型といえ、主屋に対するそれぞれの副屋の性格が独自性を持ち始めている。

（2）右京三条三坊五町

1町の南東に中心建物を配置した大規模な邸宅である。調査が1町の西半に片寄っており、宅地の範囲が1／2町か、1町四方を占めるのかはわからない。宅地全体の建物、溝、柵等の配置に強い規格性がある。報告によれば、少なくとも1町四方を占めた邸宅と推定されている。時期は9世紀初頭。⁽¹⁵⁾

掘立柱建物は4棟確認されている。建物群は雑舎と考えられる北方の2棟と、中心建物と考えられる南方の2棟に大きく分かれる。そのすべてに庇が付く。

主屋とみられるSB56は桁行7間、梁間2間の身舎に南庇が付く。柱間寸法は、それぞれ桁が10尺、梁間が8尺、庇の出が

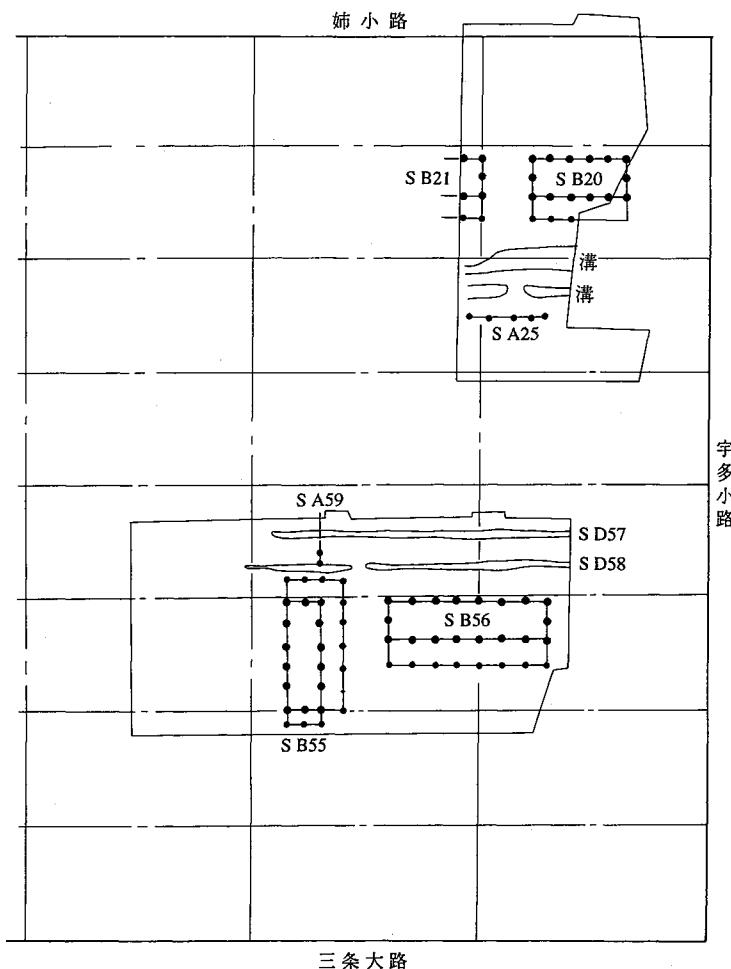


図2 右京三条三坊五町 S = 1/1000

12尺である。その副屋である S B 55は南北棟建物であり、身舎部分の柱間は S B 56と同じであるが、身舎は桁行 5 間、梁間 2 間と主屋と較べて小さい。庇の出も、建物正面の東庇が10尺とやや小さく、北庇は当初 9 尺であったものが、11尺に作り替えられている。南の縁は2.7mである。主屋と副屋では、身舎の規模が異なり主屋の方に優位性が認められるが、副屋の S B 55は庇、縁を付加することによって主屋の規模に近づけている。ちなみに床面積は、 S B 56が 176.4m^2 、 S B 55が 163.8m^2 である。この 2 棟の建物のすぐ北には、東西方向の溝があり、この建物群と直接関係する建物はないものと考えられる。

1町の北東には、雑舎とみられる東西棟 2 棟がある。身舎の南に庇が付く。建物規模は南の建物よりもかなり小さく、柱間寸法は S B 20、21ともに桁行が 8 尺、梁間が 8.25 尺、庇の出は 9 尺である。柱筋を並べる均質な建物群である。

また、 S B 55、56の北には S D 57があり、その北方の S A 25との距離がちょうど10尺の空間があり、この五町の地は南北に 3 等分されていたことが分かる。この中央の区域は未調査部分のため、建物の存在は分からぬが、この部分に何らかの建物が存在するとしてもそれは北と南の区画された地になる。

(3) 右京六条一坊五町

宅地のほぼ全容が判明している 1 町もしくは 2 / 3 町を占める邸宅である。I 期新 (810~840) に造営され II 期中 (870~900) には廃絶する。報告書では敷地の南の建物群を晴の場、北の建物群をケの場に想定している。⁽¹⁶⁾ 2 つの建物群は、柵によって区画されている。また、南の建物群にある四面庇の建物は、平安京内で最も古い例である。各建物の規模は以下の表による。

南の建物群はそれぞれ廊によってつながれている。廊によるつながりから建物群を分けると、

	棟	桁行	桁柱間	梁間	梁柱間	庇	庇の出
S B 14	東西棟	5 間	9 尺	2 間	9.5 尺	4 面	12 尺
S B 23	南北棟	5 間	8 尺	2 間	8 尺	4 面	10 尺
S B 11	東西棟	8 間	8 尺	2 間	8.5 尺	南北	11 尺
S B 16	南北棟	6 間	8 尺	2 間	8 尺	西南	9.5 尺
S B 22	南北棟	(3 間)	8 尺	2 間	8 尺	(4 面)	8.5 尺

S B 14・23と S B 11・16・22の二つのグループにわかれる。ただし S B 22は、 S B 11・16と距離は離れており、廊ではつながらないが距離的には S B 14と近い。さらに S B 22は、建物主軸が他の建物と異なっており、建てられた時期に若干の時間差が考えられる。

次に庇のつき方から建物群を分けると、4 面庇の建物である S B 14・23・22と 2 面にしか庇のつかない S B 11・16に分かれ。両者は位置的にも北と南に分かれ。床面積をみてみよう。

4 面庇 S B 14 287.7m^2 S B 23 194.4m^2 S B 22 121.8m^2

2 面庇 S B 11 224.6m^2 S B 16 151.2m^2

これをみると、身舎・庇を合わせた床面積が正殿の S B 14に次いで広いのは、二面庇の S B 11であり、床面積が一番狭いのは四面庇の S B 22であるということがわかる。身舎に庇を取り付けすることは、建物内の空間を広げることを第一義とするが、二面庇と四面庇の違いは床面積を大きくことだけが目的でないようである。四面庇の建物の屋根は入母屋造りに、二面庇の建物の

屋根は切り妻造りになる。

庇をつけた建物は、身舎と庇の境の部分に壁をいれないとしても、衝立・屏風等によって容易に間仕切ることが出来る。建物内の空間利用の多様性は四面庇の建物によりあるといえるだろう。この六条一坊の邸宅の南半分における建物の格は身舎の規模に依っているといえ、各々の建物利用のされ方に依って四面庇か、二面庇の建物にするかが決定されていると考えられる。また、SB23は邸宅内3番目の規模を持つ建物であり、正殿であるSB14とは廊によって繋がれた唯一の建物であり、SB14との関係は極めて強い。機能的には、2棟の東西棟の関係よりもそれらに付属する南北棟の関係の方が強いといえる。

つぎに、建物規模がそれほど大きくない庇付き建物の例をみてみたい。確認された建物遺構が、どのような規模、性格を有する宅地の中にあるのかは、当然考えられるべき問題である。しかし、

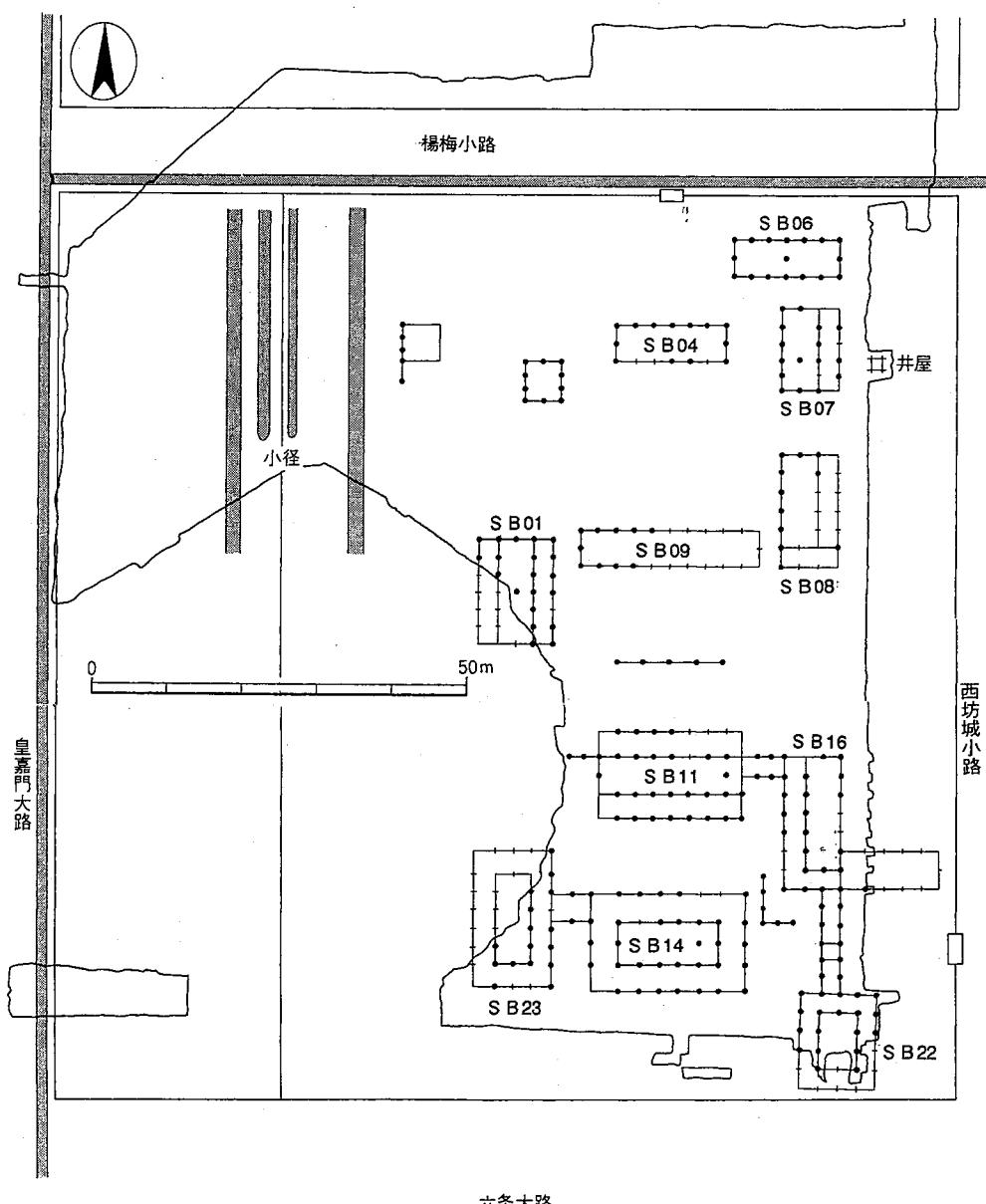


図3 右京六条一坊五町（註（16）より転載、一部改変）

ここでふれる例は一町四方の中のごく一部を発掘したものであり、それぞれが大規模宅地の一部の区画なのか、小規模宅地の中心部なのかは、今後の調査の進展に依るべきところが大きいと思われる。ここでは、宅地という言葉を便宜的にこの二つの意味を併せているものとして用いることにする。

(4) 右京二条三坊十五町

十五町の北東部、東一行北三・四門にあたる地点が調査されている。報告では確認された建物遺構をⅠ期（9世紀中頃）、Ⅱ期（9世紀後半）、Ⅲ期（9世紀末～10世紀中頃）に時期区分されており、Ⅲ期は更にa期とb期に分かれる。⁽¹⁸⁾ここでは、継続的な土地利用が認められるⅡ期とⅢ期についてみてみたい。建物群の中心となる建物は、Ⅱ、Ⅲ期を通じて並列型配置の東西棟の2棟である。また、柱間は桁行、梁間ともにすべての建物で8尺、庇の出は9尺である。

Ⅱ期の並列型建物配置のSB1とSB2は、身舎構造のみの単純な建物であり、床面積も小さく、建物内にはいる人間も限られていたものと考えられる。しかし、その東に位置するSB3は、庇を2面付け床面積も大きく内部に間仕切を持つことからも、多種、大人数の人間を入れることを目的とした建物といえる。更にSB3は、SB1とSB2を橋渡すように配置されていることから、この3つの建物は、機能的につながっていたものであろう。

Ⅲa期の並列型建物に直接付随する建物はなくなり、それぞれの建物が庇を付け、規模を拡張する。また、並列型の配置をとる建物間の距離が長くなり、溝によって区画される等、建物相互の独立性が高くなる。

Ⅲb期では、SB6に従う建物として、孫庇を持つSB7が建つ。SB5bは、庇を取り除き規模を縮小し、柵をめぐらし完全に他の建物と遮断される。

ここで注目すべきことは、並列型の配置をとる2棟の建物はそれぞれの機能が完全に分割される一方、この2棟は建物規模をそれほど大きくすることなく、副屋（SB3、7）に収容能力を持たせていることである。

つまり、ここでは並列型の東西棟2棟の関係よりも、南側の東西棟（主屋）とそれに付隨する南北棟の副屋の関係が強まっているといえよう。

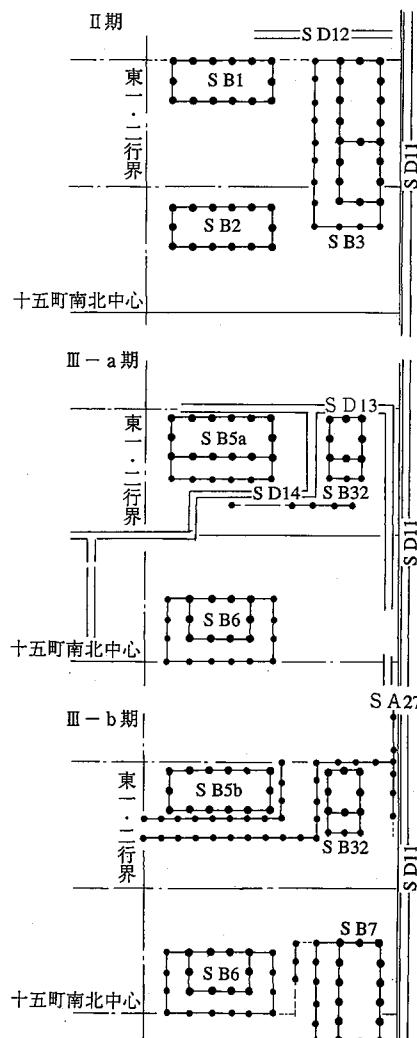


図4 右京二条三坊十五町
(註(18)より転載、一部改変)

(5) 右京三条三坊十町

十町のほぼ中央、東一、二、三行の北四、五門にあたる地点で調査されている。9世紀前半代の建物群が、柵・溝によって囲まれた区域に6棟確認されている。S D39とS B30の前後関係が不明であるが、ある時期にはすべての建物は同時並存していたものと考えられる。⁽¹⁹⁾ ここでも、S B31とS B29の庇を付ける東西棟2棟を中心にみてゆきたい。

S B31は、2間5間の身舎に東・西・南の3面に庇を付ける。S B29は、2間4間の身舎の南に庇を付ける。この庇の南にさらに柱穴が並び、縁もしくは孫庇と考えられる。S B30は、梁間2間の身舎に、東庇を付ける南北棟で桁行は不明である。この3棟の柱間は、梁間・桁行ともに8尺である。庇の出はS B31の東と西庇が7.5尺、その他は10尺である。S B29の孫庇もしくは縁と考えられるものが6尺である。身舎の規模とS B31に近接する南北棟S B30が庇をS B31に向けることからS B31がこの宅地の主屋であることがわかる。

S B29は、庇の向きをS B31にむけず距離も離れていることから、主屋であるS B31から独立性の高い建物であるといえる。床面積を比較してみるとS B29が 92.2m^2 、S B31が 107.6m^2 とほとんど差が無く、庇を多くつけることが建物を大きくすることだけが目的でないことがわかる。身舎と庇の境を、衝立などで間仕切ることが行われていたとすると、S B31は4ないし5つの内部空間を有していたことになる。この数は、この建物群最大の数となり、主屋であるS B31の内部空間の多様性を知ることができる。

4. 南北棟の庇付き建物

前節では、宅地のなかでの庇を付ける建物をみてみたが、主屋（東西棟）に対する副屋（南北棟）に庇を付けることが多くなっており、右京二条三坊十五町の例のように副屋とみられる南北棟建物のほうが建物規模が大きくなっている例もある。

古代の建物では、南を正面とすることが強く意識されており、宅地にある程度の余裕がある場合には主屋は東西棟になる。この東西棟の主屋に何らかの関連性のある副屋を建てる場合、敷地の関係からも副屋は南北棟になる。

南北棟の庇付き建物は、山中章氏の長岡京の集成によれば、長岡京内で98棟確認されている建物のうち6棟しか南北棟の建物が確認されておらず、その割合は約6%に過ぎない。庇付き建物22棟の中でも27%である。平城京の数字を挙げることはできないが、長岡京と大きく傾向が変わることはないと思われる。これに対して平安京では、京内で発見された建物132棟のうち、23棟

が南北棟の庇をもつ建物であり、その割合は約17%となり、庇付き建物67棟のなかでは約40%となる。

南北棟のすべてが宅地の中で副屋となるとは限らず、主屋を東西棟にするか、南北棟にするかは宅地の広さとも関係し、小さな宅地の中では主屋を南北棟にする場合も多いようである。しかし前節の各調査の事例からしても、平安時代初頭から中期初頭、8世紀末から10世紀初めの約100年間に南北棟の副屋に庇をつけることが一般化するといえる。

身舎に庇を付けるということは、建物の床面積を広げることが目的であるといわれる。しかし、床面積を広げるだけなら、敷地に余裕があるかぎり身舎の桁行を増やすことによって、建物の床面積を広くとることは可能である。副屋に庇を付けるのは、身舎とは別の空間を建物内に求めた為であろう。

平城・長岡京において、副屋は単純な身舎のみの構造であることが多く、副屋内に入る人の種類、数も限られたものであったといえよう。平安京では、副屋に庇を付けることが一般化することから、副屋にはいる人間がより多人数・多様化しているといえる。その最も顕著な例が右京六条一坊五町の邸宅に採用された南北棟建物への四面庇である。

四面庇の建物は、管見によるかぎり平城京では1町を占めるような大規模な邸宅の正殿にしか採用されておらず、東西棟の正殿に附属する南北棟の脇殿には4面庇の建物は無く、4面庇の南北棟建物は宮内にしかない。平安京でも南北棟の四面庇建物は、9世紀段階では先の右京六条一坊五町の例しかなく、この時期に南北棟の4面庇建物が一般化しているとはい難い。しかし、10世紀中頃では2例知ることができる。

右京二条三坊八町では、1町の南端に近いところで四面庇の南北棟の建物が確認されている。⁽²¹⁾ 八町の南をかぎる春日小路の側溝・路面が確認されており、宅地はこれより南には広がらないことが分かる。右京六条三坊四町では、1町の北端に近い地点で確認されている。2間5間の身舎に四面庇をもつ。⁽²²⁾ ともに10世紀中頃の建物であり、このころになると南北棟の副屋に四面庇の建物をもつことがかなり一般化していたと考えられる。つまり、遅くとも10世紀中頃には南北棟の建物は、宅地内で主屋に匹敵する規模をもっており、宅地内での重要性及び機能は奈良時代の副屋とは全く異なっているといえる。寝殿造りの「寝殿」にたいする「対」といえるものであろうか。

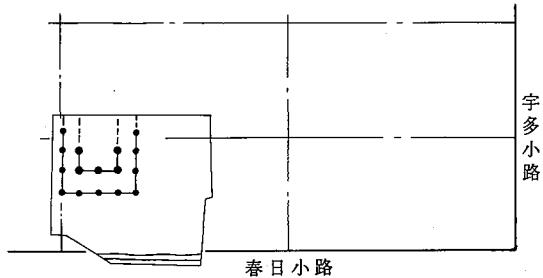


図6 右京二条三坊八町

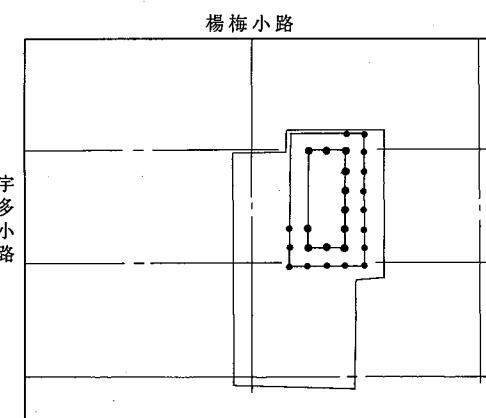


図7 右京六条三坊四町

5. おわりに

以上述べてきたことをここにまとめてみたい。

- (1) 平安京では平城・長岡京に較べて庇の付く建物の割合が増える。特に、主屋になるものが多いと考えられる、身舎の桁行5間の建物で顕著である。
- (2) 副屋になるものが多い南北棟の建物にも庇を付ける建物が平城・長岡に較べて圧倒的に増加する。
- (3) 南北棟の庇付建物の増加は、右京一条三坊九・十町の例で見たように、左右対称を原則としたコの字型の建物配置にも変質をもたらす。
- (4) 建物に庇をより多くつけるのは床面積の拡張よりも建物内の空間をより多用に使い分けることを目的としたものといえる。(右京六条一坊五町)
- (5) 10世紀中頃には、四面庇の南北棟建物が普及していたと考えられる。遺跡において10世紀以降の寝殿造の普及を伺わせる。

最後に、平安京における庇付建物の増加の要因について述べなければならない。

すでに水谷昌義氏によって指摘が為されているように、平安時代の建物は従来の庭に代わって屋内に外来者を迎える空間が成立し、それに庇の空間を利用するといわれている。⁽²³⁾ そしてこの要因となったのは、内裏における宮廷儀礼、貴族邸における大饗などの儀式時の接客空間の成立で庇の利用が指摘されている。確かに右京六条一坊五町のように前庭の面積の小ささはその説の妥当性を裏付けるものといえよう。しかし、貴族の邸宅において本格的な儀式が行われるようになるのは、9世紀末頃という指摘がある。⁽²⁴⁾ また、ここで述べたように8世紀末から平安京において庇が一気に増加するという現象は、儀式の普及だけでは説明ができないよう思われる。

建物内に居住する家族については、種々の研究がある。高群逸枝氏によれば本稿であつかった8世紀末から9世紀代は前婚取婚の時期に当たり、婿は嫁の家に半ば通い半ば住む状態にあると⁽²⁵⁾ いう。関口裕子氏によれば次の純婚取婚も婚姻居住規制に関する限りおなじであるといわれている。⁽²⁶⁾ いずれにしても当該期が血縁者以外を家族として家に迎える時期に当たる。このことが宅地内の各々の建物により多様な空間を求め主屋以外にも庇を付けることを望んだ要因とも考えられる。

ここでは、充分な結論を出し得ないが平安京における庇付建物の増加は以上のようなことが要因として考えられよう。

最後に本稿を成すに当たっては、米寿を迎えた杉山信三先生を初め、鈴木久男、百瀬正恒、辻裕司、網伸也、長谷川行孝、京都市埋蔵文化財研究所の諸氏から貴重な御助言を頂いた。記して感謝の意を表します。

註

- (1) 黒崎 直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』 塙書房 1984年
- (2) 山中 章「長岡京の建築遺構と宅地の配置」『長岡京古文化論叢』 同朋舎出版 1986年

- (3) 平良泰久「平安京（右京一条三坊九・十町）昭和55年度発掘調査概報」『埋蔵文化財発掘調査概報』
1981-1 京都府教育委員会 1981年
- (4) 堀内明博「平安京における宅地と建物配置について」『杉山先生米寿記念論集 平安京歴史研究』
杉山信三先生米寿記念論集刊行会 1993年
- (5) 建築史の研究については以下の文献に研究史がまとめられている。
- a 大和 智「学界展望 日本住宅史」『建築史学』第3号 1983年
b 藤田勝也「学界展望 日本住宅史」『建築史学』第18号 1992年
- (6) 小林宣広「掘立柱建物に関する一考察 —文献史料と絵巻物を手掛かりに—」『三重ヒストリー』 1993年
- (7) 井上充夫『日本建築の空間』 鹿島出版界 1969年
- (8) 足立 康「中古に於ける建築平面の記法」『考古学雑誌』23-8 1933年
- (9) 島田敏男「第V章3 敷地と建物」『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所 1989年
- (10) (2) に同じ
- (11) 長岡京では、このような傾向が余り顕著にみられないが(2)の山中氏の集成以降の調査例をみると同様の傾向を示すと考えられる
- (12) (3) の他以下の報告がある。
- a 平良泰久「平安京（右京一条三坊九・十町）昭和55年度発掘調査概報」『埋蔵文化財発掘調査概報』
1980-3 京都府教育委員会 1980年
b 平良泰久「平安時代貴族の邸宅跡—平安京右京一条三坊九町—」『月刊文化財』11 1983年
c 山口 博「平安京右京一条三坊九町 昭和59年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第16冊
(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1985年
d 石井清司「平安京右京一条三坊九町（第7次）発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第28冊
(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1988年
- (13) 辻 純一「平安京条坊復原」『京都府埋蔵文化財情報』 (財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター
1988年
- (14) 同様の指摘を川本重雄氏もされている。
- 川本重雄「寝殿造の歴史像」『古代文化』39-11 1987年
- (15) 平尾政幸「右京三条三坊五町」『昭和63年度 京都市埋蔵文化調査概要』 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1993年
- (16) 梅川光隆「平安京右京六条一坊」 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1992年
- (17) 杉山信三「結語」『平安京右京六条一坊』 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1992年
- (18) 平尾政幸・本弥八郎「平安京跡発掘調査概報」昭和61年度 京都市文化観光局 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1987年
- (19) 平尾政幸他「平安京右京三条三坊」 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1990年
- (20) (2) に同じ
- (21) 辻 裕司「右京二条二坊」『昭和56年度 京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）』 (財) 京都市埋蔵文化財研究所 1983年
- (22) 鈴木廣司「右京六条三坊」『昭和56年度 京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）』 (財) 京都市

埋蔵文化財研究所 1983年

- (23) 水谷昌義「平安時代の空間意識」『杉山信三先生米寿記念論集 平安京歴史研究』 杉山信三先生米寿記念論集発行会 1993年
- (24) 飯淵康一「寝殿造の変遷及びその要因について」『古代文化』39-11 1987年
- (25) 高群逸枝『招婿婚の研究』 講談社 1953年
- (26) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史2 古代2』 (財)東京大学出版会 1986年

